二　届出年度の前々年度中に事業活動を開始している場合　届出年度の前二年度中の各年度ごとの二酸化炭素の排出量の合計量を二で除して得た量
三　届出年度の前年度中に事業活動を開始している場合　届出年度の前年度の二酸化炭素の排出量
（事業者の二酸化炭素の排出量の算定に係る係数等）
**第五条**　令第一条第一項第一号イ(1)の経済産業省令で定める燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用は、次の各号に掲げる事業活動の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
一　洋紙製造業におけるパルプ化工程又は製紙工程に係る事業活動（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第三十二条第二項第四号イの主務省令で定める事業分野等に関する命令（令和八年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号。以下この条において「主務省令」という。）第二条第二項第一号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用
ロ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等（潤滑油、グリース及びパラフィンろうをいう。以下この条及び次条第一項の表の十二の項において同じ。）の使用
ハ　次条第一項の表の十六の項の第二欄に掲げる炭酸ガスの使用
ニ　イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
二　板紙製造業におけるパルプ化工程又は製紙工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第二号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用
ロ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用
ハ　次条第一項の表の十六の項の第二欄に掲げる炭酸ガスの使用
ニ　イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
三　ソーダ工業におけるソーダの製造工程のうち電解工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第三号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用
ロ　次条第一項の表の八の項の第二欄に掲げるソーダ灰の製造における二酸化炭素の使用
ハ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用
ニ　イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
四　カーボンブラック製造業におけるカーボンブラックの製造工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第四号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからハまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用
ロ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

（新設）